

宇部市新総合計画策定方針

1 宇部市新総合計画策定の趣旨

現在、本市では、『第三次宇部市総合計画』（以下「現計画」という。）のもと、求める都市像である『活力とやすらぎに満ちた国際交流都市』実現に向け、重点戦略プロジェクトを柱とした諸施策を総合的に展開しているところであるが、現計画は、平成22年に目標年次を迎えることとなる。

近年の本市を取り巻く情勢は、現計画を策定した平成12年に「地方分権一括法」が施行されて以降、地方分権に向けた流れは本格化し、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められているが、その一方で、それを支える市の財政状況は、少子高齢化の進行、三位一体改革等の影響を受け、厳しさを極めている。

さらに、今後更に進むと予想される総人口減少により、本市人口の更なる減少、地域活力の減退が危ぶまれている中において、本市が持続的発展を遂げるためには、行財政基盤の充実に努めるとともに、地域活性化につながる施策や個性あふれるまちづくりを併せて推進することが急務となっている。

このため、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の原則に立ち返り、より経営的な感覚・手法を取り入れ、その原則を追求するとともに、平成16年3月に策定した「新市建設計画」も踏まえながら、現計画に替わる新たな市政運営の指針となる総合計画（以下「新総合計画」という。）を策定するものである。

2 新総合計画の性格と役割

- (1) 新総合計画は、本市が求める都市像とまちづくりの方針及び基本的施策を明らかにし、本市の進むべき方向を明確に示す指針となるものである。
- (2) 新総合計画は、市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に推進する基本となるものである。
- (3) 新総合計画は、自立的、経営的な市政運営の基礎となるものである。

3 新総合計画の区域

新総合計画の区域は、宇部市の行政区域とする。ただし、必要に応じて周辺市町等との関連性についても配慮するものとする。

4 新総合計画の構成・内容

新総合計画は、基本構想及び実行計画により構成するものとする。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の求める都市像と目指すべき「まちづくりの目標」を示し、これを達成するための施策体系を明らかにするものである。

また、中・長期的な視点に立ち、自立的・経営的な市政運営の指針及び実行計画策定の基準を示すものである。

(2) 実行計画

実行計画は、従前の基本計画に代わるものとして、基本構想に示される「まちづくりの目標」に向けた主要施策と数値目標を明らかにし、その進行管理の方策を定めるものである。

5 新総合計画の目標年次

新総合計画の計画期間は12年間とし、目標年次は平成33年(2021年)とする。

6 新総合計画の策定の体制

(1) 審議会の設置

新総合計画の策定に当たっては、市条例に基づき、諮問機関として宇部市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(2) 策定本部の設置

新総合計画の策定のための全庁的組織として、要綱に基づき、宇部市新総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

7 新総合計画策定の基本的な方法

(1) 新総合計画の策定に当たっては、市長は、新総合計画に対する考え方について審議会に諮問し、審議会からの答申を尊重しながら、計画内容の充実を図る。

(2) 新総合計画の策定に当たっては、策定本部を中心として、庁内各部局は創意を結集し、計画策定に参画するものとする。

(3) 新総合計画の策定過程にできる限り多くの市民参画の機会を設けるとともに、まちづくりに対する市民意向を調査・分析する。

(4) 本市の現況調査、周辺市町等との関連性、人口、経済の指標等の検討に当たっては、専門機関に委託し、信頼性のある根拠を求める。

(5) 新総合計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、市議会に提案し、議決を得た上で定めるものとする。

(6) 新総合計画の実行計画は、市長の決定をもって定めるものとする。